

平成30年 月 日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市特別職報酬等審議会  
会長 海老名 尚

旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長  
及び常勤監査委員の給料の額等について（答申）

平成30年1月31日付けで諮問のあった旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額等について、次のとおり意見及び参考意見を答申する。

第1 答申

1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について

次の額のとおり据置きとすべきである。

議 長	月額	625,000円
副議長	月額	555,000円
議 員	月額	515,000円
市 長	月額	1,050,000円
副市長	月額	865,000円
教育長	月額	760,000円
常勤の監査委員	月額	710,000円

2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

## 第2 説明

### 1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について

#### (1) 審議の経過

本審議会は、平成12年度、平成19年度、平成22年度及び平成25年度に設置された審議会において、それぞれ据置きとの答申がなされ、平成7年1月以来23年余りにわたり据置きとされている市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び常勤監査委員の給料の額並びに新たに審議の対象とされた教育長の給料の額の在り方について市長からの諮問を受け、6回の会議を開催し、審議を行った。

審議に当たっては、次の事項を参照し、現在の社会経済情勢や本市を取り巻く環境を踏まえ、さらには、議員活動や行政運営に対する市民の関心の高さを十分認識し、本審議会における審議が、市民感覚とかけ離れたものとならないよう努めながら、総合的な検討を行ったところである。

- ・市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の職務
- ・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額
- ・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料に係るこれまでの改定の経緯
- ・市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料に係る減額措置の状況
- ・本市の財政状況及び決算の推移
- ・地域経済の状況

#### (2) 現状認識

検討に当たっては、本市を取り巻く現状として、次のような状況にあることを認識した上で、様々な角度から検討を行った。

##### ア 現在の社会経済情勢について

全国的には、景気は、日経平均株価が2万円を超える水準を維持するなど、緩やかな回復基調にあるが、大都市圏と地方との間にはいまだに較差がある。

また、雇用情勢については、有効求人倍率が前年同月を上回る月が続き、本市を含む地域においても高い水準で推移しているものの、企業においては、建設業を始め人

手不足が顕著となっているほか、非正規労働者に頼る部分が多いとの声がある。

さらに、本市においても人口減少が進み、人口が34万人を割り込んでいる。

イ 本市の財政状況について

本市は、財政力指数が他の中核市と比較して低い水準にあり、地方交付税に依存する部分が多い。

また、社会保障費等の義務的経費の割合が高く、更に地方交付税が減少傾向にあること、財政調整基金の取り崩しが続き、平成26年度末で64億円あったその積立残高がその後4か年で半減し30億円余りになる見込みであることなどから、厳しい財政状況が続いている。

ウ 職員の給与の状況について

本市では、常勤特別職については、平成30年度においても給料の減額措置を継続している。

道内主要都市及び中核市では、常勤特別職の給料の減額措置をやめたり、減額幅を縮小する都市が増えている。

エ 議会及び議員活動について

議会においては、市民と議会の意見交換会を開催することなどにより、広聴広報機能の充実に努めているが、議員の活動内容は依然として広く市民に理解されている状況にあるとはいえない。

(3) 検討結果

上記の検討を受けて、次のような意見が大勢を占めた。

ア 市長等の常勤特別職の給料月額について

市長等の特別職は、市政運営という非常に広範囲な職務でかつ重責を担うことから、有能な人材に就いてもらうためにも、その職責にふさわしい額の給料を支払うべきである。

イ 市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民の声を市政に反映させる上でも不可欠の存在であり、その活動に専念することができるよう相応の額の議員報酬を支払うべきである。ただし、市議会議員においては、その活動内容がより市民に周知されるよう努めるとともに、その活動状況の広報に一層努めることを期待したい。

これらの意見を踏まえた結果、現行の給料等の額となってから長期にわたり改定がされていないこと、現行の給料等の額となつて以降の経済状況や誠実な職責の遂行への期待から給料等を増額すべきとの意見が複数あったが、本市の厳しい財政状況や地域経済の現状に鑑み、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料については、その額を据え置くべきとの結論に至ったものである。

## 2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

### 第3 附帯意見

#### 次期審議会の設置時期について

次期審議会の設置時期については、市長等の常勤特別職や市議会議員の任期が、1期4年であることに鑑み、4年後を目途として諮問すべきと考えるが、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が審議会を設置すべきと判断された場合には、時機を逸することなく諮問すべきである。